

平成 14 年 10 月 03 日

第七回コンサルテーション予定議題に関するコメント

坂元 一美

ODA ウォッチャーズ

一、申立期間

これまでの議論から、「被害を受ける恐れがある」場合についても、申立が可能である方向で集約されるのであれば、環境社会配慮の確認作業開始時からの受付を認めるべきである。通常モニタリングとともに、現地住民サイドからの、ガイドライン違反に関する二重のチェック機能を有する。

二、申立書の内容

紛争を早期に解決する趣旨から、「紛争が生じている具体的地域・場所」、「具体的問題事例」及び「問題を引き起こしている事業と JBIC との具体的関係」が記述されていれば足りると考えるべきである。現地住民に具体的なプロジェクト名や本来の事業主体を特定させる必要はない。

JBIC に無関係なものは、それを理由に却下処理すれば足りる。

濫用が見られたら、その時点で、制裁処置（一方的事実の公表など）を行えば足りる。

ガイドラインに関する事項かどうかの判断は、住民にはできない。審査役の仕事である。

三、申立方法

極力、申立者の便宜と権利の保護を考慮するべきである。現地語を認めるべきである。但し、現地語の場合、翻訳日数等を考慮した処理日程が必要である。

ファックス、電子メール等の受付を認めるべきである。

四、一事不再理等の考慮は不要

五、原則公開。但し、現地住民が公表によって不測の被害を受ける恐れのある場合は、特段の配慮を要する。

六、その他

審査役を合議機関とする案について、十分検討するべきである。

(以上)